

6 災害に対応する組織とその構成

(1) 墨田区議会災害対策支援本部の設置

ア 議長は、区災対本部が設置されたときは、災害対策活動を支援するため、墨田区議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置する。

イ 議会支援本部は、議会の機能維持に伴う業務継続体制を構築する。

(2) 議会支援本部の構成

ア 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部を代表し、その任務を総轄する。

ウ 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

エ 本部員は、本部長、副本部長を除く全ての議員をもって充てる。

(3) 議会支援本部の招集等

ア 議会支援本部を設置したときは、本部長は、副本部長及び本部員との連絡体制を整備し、一定の期間の後、必要に応じて本部員等を招集するものとする。

イ 本部長が欠けた場合は、副本部長が代理する。本部長及び副本部長がともに欠けた場合の代理順位は、第1位を議会運営委員会委員長、第2位を同副委員長とする。

7 災害に対応する環境整備

(1) 通信の設備

災害時における議員、事務局職員等の安否確認及び情報連絡等の手段として、メール、FAX、電話、伝言ダイヤル等の通信環境を整備する。